

十月十七日、上関集落（石山昭平区長）で水害を想定した防災訓練が行われました。この訓練は、自主防災会が発足して約一年が経過したものの、特別な活動もなく、形だけでは何もないとの思いから、石山区長や上関自主防災会（近祐治防災委員長）が中心となり準備を進めてきたもので、村民福祉課の要援護者安否確認訓練と合同で実施。子どもからお年寄りまで上関集落の住民約二百人が参加しました。



訓練では、関川中学校の体育館と六本杉集落センターへの避難訓練や要援護者安否確認訓練のほか、村上市消防本部による応急手当訓練・AED使用講習会なども行われ、参加者は真剣な表情で消防署員の説明を聞いていました。また、要援護者安否確認訓練では要援護者カードを使って、村民福祉課や地域包括支援センターと連携しながらの救助訓練となりました。

いざというときのために
上関集落で防災訓練

訓練に参加した方は「三人で救助に行ったが、大人を三人で運ぶのは大変でした」「要援護者カードはとても大切な情報だと感じました」などの感想を話していました。そのほか、婦人会が中心となって行った炊き出し訓練では、お湯を入れるだけで食べられるアルファ化米や簡易炊飯袋を使って炊いたごはん、非常食用のシチューの缶詰などが使われました。炊き出し訓練に参加した婦人会の皆さんは「アルファ化米と簡易炊飯袋は本当に便利。実際の災害時でも使えるのでは」と驚



▶炊き出し訓練で使用した「アルファ化米」。お湯を入れて二十分程で炊き上がります。

今年の稲刈りは九月下旬からピークを迎え、十月初旬にはほとんどの地域で刈り取りが終わりました。北陸農政局新潟農政事務所から発表された九月十五日現在の農林水産統計では、岩船

米の作柄
一等米比率は23%
(※JA出荷分のみ。カントリー・ライスセンターを除く。)



地域の作況指数は100と平年並みですが、品質を表す一等米比率は、記録的猛暑による登熟期の高温や倒伏等により、村内では二三・〇%（十月十五日途中経過）と、近年になく低い数字となっています。



東北電力(株)から街路灯寄贈

10月19日、東北電力(株)村上営業所の安藤裕所長から村に、蛍光街路灯24灯を寄贈いただきました。

街路灯は、社会貢献活動の一環として、交通事故や犯罪のない明るい街づくりに協力しようと、昭和40年から同社が毎年市町村に贈っているものです。

寄贈いただいた街路灯は、集落街灯などとして活用する予定です。

税務署からのお知らせ

相続または贈与等に係る生命（損害）保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取扱いを改めることにしました。

これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方については、その分が還付となります。

お手順をお掛けしますが、必要な手続きをしていただきますようお願いいたします。

平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので早めに手続きをお願いします。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

問い合わせ先

村上税務署 53 - 3141

税務会計課税務班 64 - 1451

地域活性化事業 公開プレゼンテーション審査会の 結果をお知らせします

10月7日に行われた公開プレゼンテーションには、コミュニティ・NPO法人・企業などから14の提案事業がありました。

「きらりと光る村づくり」に欠かせないこの事業。

審査の結果、以下の4事業が採択されましたのでお知らせします。

事業名	団体名	補助額
親子で輝っ人！大人も子供もハッピーになれるイベント	子育てサークル Peekaboo	100,000円
レンタル電動アシスト自転車の導入	関川村温泉旅館組合	1,800,000円
タランペクラブ冬の陣七ヶ谷雪ほたるまつり	タランペクラブ	80,000円
地域特産物の開発事業	極楽物産	4,500,000円

問い合わせ先 総務課企画財政班 TEL 64 - 1476

建設業退職金共済制度からのお知らせ

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づく退職金制度です。

この制度は事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うというものです。

加入できる事業主：建設業を営む方
対象となる労働者：建設業の現場で働く人
掛金：日額310円

《建退共から事業主の皆さまへお願い》

・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。

問い合わせ先

建退共新潟県支部 TEL 025 - 285 - 7117

11月15日は狩猟解禁日

11月15日から狩猟期間（2月15日まで）が始まります。特に11月15日の狩猟解禁日から数日間は、銃器による人身事故が発生しやすい傾向があります。狩猟される方は、銃器の取扱いに注意して、使用の際は周囲の安全を十分に確認してください。

また、登山や野山を散策される方は、目立ちやすい服装で行動するとともに、鈴などを身につけて自分の存在を相手に知らせてください。

今猟期も狩猟事故のないようにご協力をお願いします。

問い合わせ先

村上保健所 衛生環境課 TEL 53 - 8371

村上警察署 生活安全課 TEL 52 - 0110